

## 吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条  
に定める書面)

2025 年 12 月 31 日

ナブテスコ株式会社  
コムテスコ株式会社

2025年12月31日

東京都千代田区平河町二丁目7番9号  
ナブテスコ株式会社  
代表取締役 木村 和正

岐阜県不破郡垂井町1414番地  
コムテスコ株式会社  
代表取締役 安藤 清

#### 吸收分割に関する事後開示事項

ナブテスコ株式会社（以下「吸收分割会社」）は、吸收分割会社の100%子会社であるコムテスコ株式会社（以下「吸收分割承継会社」）との間で2025年9月17日に吸收分割契約（以下「本吸收分割契約」）、2025年10月27日に本吸收分割契約の変更に関する覚書を締結し、2025年12月31日を効力発生日として、吸收分割会社の油圧機器事業に関する権利義務を吸收分割承継会社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」）を行いました。

本吸收分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

#### 記

##### 1. 本吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年12月31日

##### 2. 吸收分割会社における事項（会社法施行規則第189条第2号）

###### (1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第784条の2）

本吸收分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

###### (2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第785条）

本吸收分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

###### (3) 新株予約権買取請求に係る手続の経過（会社法第787条）

吸收分割会社は、会社法第787条第3項の規定に基づき、2025年9月29日付で

新株予約権者に対して所定の事項を通知しましたが、同条第1項の規定に基づき、新株予約権の買取りを請求した新株予約権者はいませんでした。

(4) 債権者異議手続の経過（会社法第789条）

吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年9月26日付で官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第796条の2）

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、会社法第796条の2の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第797条）

吸収分割承継会社は、会社法第797条第3項の規定に基づき、2025年9月26日付で唯一の株主である吸収分割会社に対して所定の事項を通知しましたが、会社法第797条第1項の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 債権者異議手続の経過（会社法第799条）

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年9月26日付で官報及び日刊工業新聞により債権者に対して公告を行いましたが、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2025年12月31日をもって、吸収分割会社から本吸収分割契約に定める油圧機器事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。

なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産の額は34,318百万円（概算）であり、負債の額は10,825百万円（概算）です。

5. 本吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2026年1月5日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上